

(議長)

日程第5、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり6名の議員から通告がありました。通告順に従って、順次これを許可致します。

(議長)

まず、室井議員の発言を許可致します。

「室井議員」

「議長」。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

おはようございます。

(「おはようございます」の声)

「室井議員」

最初に、教育長に対して質問したいと思います。

まず江差北小学校低学年教室の座席、椅子の更新について、でございました。

実は、議案配布する前の午前中に私が質問通告しており、そのあと議案配布があつて、補正予算の関係で、多分、椅子が更新されるのではないかなと、そういう風な認識しておりました。早速ですね、情報入っておりますが、暫時、椅子の一部交換をしたという情報入っております。迅速な対応に感謝申し上げたいと思います。

実は11月23日にお母さんから電話があつて、1年生の生徒のお母さんです。座席に座ると、椅子がもう正面のベニヤが剥がれて、ジャージがボロボロになって帰る。また、手にとげが刺さっているという、そういう苦情があつたのです。私、24日の日、次の日ですね、学校長と教育長、教頭さんのご理解もらつて現地視察した結果、確かにひどかったですね。教育長はご覧になってわかると思いますけども。ガムテープで押さえているのですよ。でも、ガムテープが固くなってかえつてまたジャージが傷むつていう、そういう連鎖反応でありました。

でもすぐ対応してくれて、この後の補正予算にも、多分そのことが盛り込まれていると思いますので、ここではあまり詳細についての質問はしませんけども、教育長、学校担当課長、迅速な対応は、子どもたちにクリスマスプレゼントを与えたのかなと、私はそ

ういう風に思っています。そして、年を明けてこの補正予算が可決することによって、さらに新しい椅子に更生されてく。それは、お正月のプレゼントだなど、お年玉プレゼントだなど私は考えておりました。

教育長に実は就任のご祝儀質問と考えて、用意していましたけれども、私の質問よりも早く対応してくれたことに、感謝を申し上げてこの質問は終わらせてもらいたいと思います。今後の方向性については、予算説明ありますので、あえて教育長答弁、もしなくても結構なのですが、議長計らってください。

(議長)

はい。教育長、一言。

「教育長」。

「教育長」

おはようございます。

ただ今、室井議員から江差北小学校の低学年の教室、椅子の更新について、ご質問がございました。私の方からもご答弁申し上げたいと思います。

議員、ただ今ご指摘のとおり、私共の方もご指摘あってから、江差北小学校1年生の椅子、或いは各小・中学校の机・椅子を、現場を調査致しました。これにつきましては江差中学校を除きまして、各小・中学校の机・椅子は、ご指摘のとおり劣化、かなりの老朽化、劣化してございました。

それで私共と致しましては、来年度から机・椅子の更新を計画的に予定しておりましたが、そういった状況なものでございますので、1年前倒して、小・中学校の児童・生徒用机・椅子の更新整備について、今定例会で予算補正の提案をお願いしたところでございます。今年度中に、約3分の1の更新をして参りたいと考えております。

それで、来年度以降につきましても、江差中学校を除いて、全学校の机・椅子について、順次計画的に更新を図って参りたいと考えておりますので、ご理解、お願い致します。

以上でございます。宜しくお願ひ致します。

(議長)

はい、いいですね。

「室井議員」

はい。

(議長)

次に、2問目。

「室井議員」

はい。

(議長)

「室井議員」。

「室井議員」

はい。じゃあ2問目質問させていただきます。

この質問からは再質問も含めて、各課、この答弁書の原案、原稿作った課だけではなくて、各課に関連して質疑、質問していくことがあるかと思いますが、その辺は心準備して対応してください。

まず第2問目の2点質問しております。

第1点目ですね、ちょうど今日ですね、朝の9時、STVのテレビで、ちょっと私今出掛けに着替えるに、見たときに、ちょうど私の質問と関連しているなっていうようなコメンター2名の方が、そういうテレビ放映を生で観てきましたので、私はその辺の思いも含めて、質問させてもらいたいと思います。

まず第1点。熟年者、高齢者、元気な、そういう方々の、やっぱり雇用促進を図る必要が、私は自分の事業通じてすごく感じております。私は、仮称いきいき頑張る条例というものを、ぜひ実現させて頂く方向に向かっていければいいなという思いで、私は今質問させて頂いています。

熟年高齢者の経験っていうのは、非常に尊いものだと私は感じております。社会保障制度や医療保険制度改正等ですね、個人並びに事業所は、今後ますます大きな負担増が予想されると思っております。福祉全般政策も、従来通りのサービス・給付中心の事業メニューのみでは、将来的な大きな財政負担になるなど、こういう風な認識するものであります。熟年者、高齢者が元気で働いて頂ける、江差町独自の、独自のユニークな政策を真剣に検討するそういう機会になっているのではないかと考えております。町内事業所のサンプリング調査等を行って、まずその実態を把握するべきと思いますが、1点目としてその考えはどうでしょうか。

その考え方の、私はなぜ熟年者、高齢者の雇用促進ってものを考えていくべきその背景は、若い方々の雇用の場の拡大や確保は、そう簡単にできるものでなくて、厳しいものであると、私は認識しているからであります。通年雇用の場合、国の支援制度は法律改正がありまして、高齢者の雇用促進が検討・着手されております。働くこと、お金の尊さを一番知っている方々に対し、少しでも収入が得られるという雇用方策を行政としても真剣に考えて対応するべきだと思っております。働いて収入確保、元気は

つらつになる方もおられると考えます。江差町独自の条例を設定し、一定条件の中で、働く個人や、それを雇用する事業所に対し、支援・助成条例の検討をして頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

(議長)

これ1発で、1回で質問して。

「室井議員」

はい、1回ずつやってもらいたいと思います。

(議長)

町長、「町長」。

「町長」

室井議員の江差町条例申請、新設と改正についてのご質問にご答弁申し上げます。

高齢者の雇用を促進する条例の新設と改正についてのご質問です。

江差町においてもアクティブシニアと言われる就労意欲にあふれ、豊かな経験と知識を持った元気な高齢者が増えています。また、豊富な知識と技能・技術を持った高齢従業員を雇用することは、技能伝承や若手指導等の面から、事業所にとっても有益であると考えております。

国では、平成28年6月2日に閣議決定された、日本1億総活躍プラン及び平成28年8月2日に閣議決定された未来への投資を実現する経済対策において、働き方改革の推進を実行するため、平成28年度第2次補正予算において、雇用推進助成金が創設されたところでございます。

町と致しましては、江差町まち・ひと・しごと創生総合戦略を柱とした、江差ならではの仕事づくりを提唱し、若者世代を中心とした創業・起業・就業・子育て環境の充実など、総合戦略アクションプランに基づく施策、支援策の充実を目指しております。農林水産業や観光を始めとする基盤、産業基盤を強化し、若者が積極的にチャレンジできる環境を整備するためにも、豊富な経験と技能・技術を持った高齢者の就業についても、重要であると認識しております。

現時点で具体的な条例の新設等について、明言することはできませんが、高齢者が意欲と能力のある限り、年齢に関わりなく、元気で生き生きと働ける、生涯現役社会の構築に向けて環境を整えるため、高齢者の雇用促進に向け、検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

はい。再質問させて頂きたいと思います。

1つの具体的な例を通じて、私が感じていることを今これから申し上げますので、それに対する答弁を願いたいと思います。

四国の高知県中土佐町、高知市から高速道路を利用すると45分ぐらいかかる山の中の人口約7千人の町でございます。数年前、NHKの正月に放送された、私はテレビを見て大変感動致しました。ケーキ屋さん「風工房」という事業所でございます。平均年齢が70歳ぐらいの方々、7名で、そして年間売り上げが約7千万強、働くお母さん方は所得収入が増えて、自分の乗用車を新車に乗り換え等であったと私は記憶しております。当時の店舗運営に当たった、先頭に立った方は72歳の女性の方でありました。その後、どうなっているのかなと私は大変大きな関心を持っておりましたので、去る12月6日に、中土佐町水産商工課並びにこの事業主体の「風工房」さんに、私は問い合わせをして確認しております。正岡さんという責任者の方、ちょっと休みでいなかったのですが、その内容は、まず1つは現在の最年長の方は71歳か2歳の女性の方でございます。パートを除く5名の、5名で運営し、8月末の販売額がね、約6,400万円ということでありました。対応頂いた方によりますと、働いている高齢者の女性の皆さんは大変生きがいを感じている。ボケていない。よく旅行にも行く。家庭のためにもなっているのですよ、と私に本音を言ってもらいました。

先程の9時からのSTVのテレビの番組と同じことを話されておりました。地域の実情に合った、熟年高齢者の生産性のある生きがい対策、頑張る条例も長い目を見た場合、健康推進や福祉対策の一助と私は考えております。

日夜、町民の健康推進に頑張って健康推進課白鳥課長に、私の今の所見を、私の今質疑に対する所見を、お伺いしたいと思います。宜しくお願いします。

(議長)

「健康推進課長」。

「健康推進課長」

室井議員の質問に私の私見になるかもしれませんが、お話したいと思います。

社会参加と健康という部分は、各方面で色々研究されておまして、社会参加をしている方は非常に元気である、というような報告がなされております。仕事をすること、1つの社会参加になるのかなという風に考えますと、高齢者の生きがいづくりが、介護予防や健康づくりにつながっていくことになるのかなという風に考えております。

地域の中で、自分らしく暮らしていくためには、自助・互助・公助がそれぞれ役割を分担して生活していく、連携していくことが大切かなという風に考えておまして、まさに室井議員がおっしゃったことは、自助に繋がっていき、そこから自分の得意な分野が互助に今度繋がっていく、というところになるのかなという風に考えております。

現在、健康推進課の方でも、まちづくりカフェという風な形で、自助や互助をどれだけ町の中でこう推進していけるかということで、行政からのお願いではなく、町民さんの方からの自発的な活動というか、実践を大事にしたものをこう一緒に考えていくというようなことを進めておまして、その中では、プロジェクトとして、それぞれの色々な方が得意な分野を持ち出して、人のために役に立っていこうと、支え合っていこうというような意見も出ておりました。そういう中で、元気に繋がり、そこから社会保障の医療費や介護保険料というものが少しでも下がっていくとか、軽減されていくと良いなという風には考えています。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

はい。

それでは2問目の2点目に質問入らせてもらいたいと思います。

これは江差町の公営住宅の設置及び管理に関する条例、第6条に関わる問題でございますが、入居者の資格、これを見直ししてもらって、条例改正をしてもらいたい、こう考えておりますが、いかがでしょうか。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

公営住宅の入居者資格の見直しについてのご質問でございますが、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で住居を供給することを目的としており、公営住宅法第1条により入居対象者は、住宅に困窮する低額所得者に限定されているところでございます。

そのような法律の趣旨に沿って、収入に係る入居者資格の条件がありまして、また条例規則においては、それ以外の入居者資格を定めているものであり、町例規則においては一般的に低額所得者の中でも、公的住宅の必要性が高いとされる高齢者や、身体障害者、同居親族がある方などに関する入居者資格を定めているところでございます。

住宅セーフティーネットとして、町営住宅を管理運営するにあたり、町では、現在の入居者資格につきましては、必要であり適当であるものと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

はい。

担当課が、町長の答弁原稿書いているから、想定内ですよ。

じゃあ再質問させてもらいますけど。

去年も、今年11月に2名の方から苦情と相談がありました。空き住戸を、入居希望者に案内しておきながら、入居者資格に満たないと断られたとの話でありました。

なぜ、空き住居がありながら、おかしいなど、少し勉強させてもらいました。私の出した結論は平成9年10月29日改正の、施行規則第20号第2条の3項に起因しているものだと私は考えております。相談に来られた3名の方のうち2名の方は、他町から江差町に、転居したいとそういう希望のある方と、希望したいという、希望したっていう実績のある方でありました。

定住人口の確保が行政の最重点課題でないのですか。そういう方に対して、年齢制限のみで断ってしまう、突き放してしまう。そんな条例何の意味があるのですか。

私、言いますよ。11月24日、国土交通省住宅局住宅総合整備課に問い合わせしました。その結論はハードルあるのは、収入基準のみ。東京都の場合、1戸の空き家に何十人も、何十倍も応募があるから、東京都はちょっと例外ですけども、入居基準は全国の自治体バラバラ感がありますという答弁でした。ということは、自治体の裁量で条例が見直しできるということなのですよ。私は、その辺のことを非常に気になって、町民に1人でも多くの町民が定住人口増やして、町民が増やす努力っていうのを、私たちがやっているのですよ。皆さんが突き放してしまうというようなそういう考え方はどうなのですか。公営住宅法第23条、じゃあ何項に、年齢制限載っていますか。全部調べていますよ、私。公営住宅法、じゃあ23、3条、全部見ましたけど載っていませんよ。答弁きちっとしてください。

(議長)

はい、「財政課長」。

「財政課長」

住宅を見に行ったあとで入れないということでご説明申し上げた部分については、

ちょっと対応の不備があったものとしてきちっと陳謝させて頂きたいと思います。

空き住宅を、お見せすることにつきましては、どなたでも、ということでオープンにしている所でしたけれども、そのご案内する際に、事前に色々入居要件等々の説明がちょっと欠けていたとかっていうところで、対応のまずさがあったものと思われます。今後、そのようなことがないように対応を考えていきたいと思いますので、そちらの方につきましては、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、入居要件の関係でございます。地方分権一括法の以前では、公営住宅法において収入要件のほか年齢要件、その他ございました。地方分権一括法20、たしか2年か3年、ちょっとはつきりしないのですが、その際に公営住宅法は収入要件だけになり、それだけ、それ以外の要件につきましては、地方の裁量で定めることとなったものでございます。

それで、江差町と致しましては、公営、その旧の公営住宅法の要件がそのまま定められているわけでございますけれども、それはその住宅困窮者、低額廉住宅困窮者ということで判断していくのに必要な要件だと考えましたので、そのまま法律の要件を条例の方に制定したものでございます。

それで、このように要件ございますけれども、町内・町外を問わず、町外の方でもその要件を満たしましたら、入居できることになってございますので、町外の方でもその年齢要件、その他満たして頂ければ入って頂くことになってございますので、その辺はご理解頂きたいなと思います。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

課長、何もあの陳謝することはないよ。あなたの対応が悪いのではないです。こういう役に立たない条例はきちっと変えるべきだと私は思いますよ。本文は変えなくてもいいですよ。例えば条例の36条を追加したらどうですか、35条の後ろに。施行規則の2条第3項の2に、その他町長が認めるものと、本文を変えないで出来ませんか。出来るでしょ。公営住宅法、これ1番新しい奴ですよ。去年ですよ、これ。改正になったの。去年の5月7日ですよ。法律第20号で。ということは、こういうことがあるから私は今、課長言うのですよ。これはもう課長の答弁できる問題でないと思うけど、俺はつきり今、副町長にもちゃんと対応してもらいたいから言う、今言いますけどですね。実は後志管内から来られた方おります、相談に、公営住宅入りたいと。年齢条件で断りましたね。その方は大変惜しみ、江差町に1回来た江差町に憧れて江差町に住みたいって言って、生まれ故郷捨てて、江差町転居したいっていう方でありました。その後、その方は町名は言いません。隣町に相談に行ったら、民設か公営か、公設かわかりませんが、わ

かりませんけども、即転居されて、新しい町民になっているのですよ。もったいなくないですか。こういう役に立たない条例に、風呂敷で包んでしまって埃だらけにするよりも、ちゃんと見直して、江差町が広く、選考基準にはハマりませんよ。議員ですから。けどこの収入の、なんて、入居する幅っていうのは、広げていいのではないですか。

私は早速ですね、3月定例会までに検討する価値がある。これをやれないで定住人口とか交流人口とか、そっちにばかり顔向いて肝心なこと手を付けないというやり方は、私は納得しませんよ。

1つだけお話しておきます。課長、私「運用の妙は一心に存す」という故事のことわざがあります。ご説明致しますから。戦術とか法則とか、それだけで何も役に立つものではない。それを臨機応変に活用してこそ価値があるものであり、それを活用するかどうかの妙はそれを用いる人の心に一つあると、こういう故事のことわざがあります。

3月議会に、堂々と提案してもらいたい。私はこう思います。これは、担当課長だけでやれる問題でない。全部の職員は認識してもらいたい。江差に来る人を、入りたい、江差に入居したいという人を蹴ってしまうような、そういう江差町にはしたらダメですよ。一定条件の中で来なさい、来なさいっていう努力していかなかったら、いくら議会でもいい答弁しても、何も役に立ってないと私は認識するものでありますから、副町長やるかやらないかでいいですよ。答弁してください。

(議長)

まず、「財政課長」。

「室井議員」

財政課長いい。座ってなさい。

(議長)

まず財政課長答えて、その次、副町長。

(町長答弁だろ、何やっているのだ、町長の言葉ひとつで決まるのだって、と言う者あり)

(不規則発言注意してください、議運の委員長でしょ、と言う者あり)

(町長答弁だって、と言う者あり)

(議長)

何もだって、今、室井議員からも指名がありましたから、副町長って。

「副町長」。

「副町長」

私から嘯み砕いて言います。

公営住宅法、いわば室井議員その通りでございます。所得の収入の関係が法律で決まって、あとその他の基準については、それぞれ自治体の裁量に任せていると、これがそうです。

ただし、公営住宅の性質上、そういう一定の基準、その中でも年齢的な基準もやはり定める必要があるとこういう風に私は認識してございます。

ただし、今室井議員おっしゃる部分で、移住・定住を促進するという視点で見ると、例えば公営住宅ではなくて、空き家の活用だとか、そういったことも含めて考えたというのが、私、率直なところでございますけども、しいて私も少し勉強不足でございますけども、最低限、近隣町だけではなくて、公営住宅のこの年齢制限の基準の年齢、いくつになっているのか。それは、先程、室井議員おっしゃるとおり、都会であればもう年齢を上げなければ制限をかけられない。そういう都会は別にして、こういう小さな市町村、たくさん部屋が空いているという、空き家もある状況でございますので、まず調べさせて頂きたい。その上の状況をもって、ちょっと庁内で検討させて頂きたい。これが今、私、ご答弁できる範囲でございますので、ご理解ください。

(議長)

はい、次に、3問目の質問。

「室井議員」

どうも納得いかないから、次の質疑で私は出したいと思います。

3問目に入りたいと思います。

私、今年の3月の第1回定例会において、予算関連質疑において中心市街地の拠点整備の考え方、私の私案として、いくつか提案しております。

かもめ島周辺を含めた有効活用策。旧江光ビル跡地活用策と商工会の関係。宿泊施設と民間所有旧鉄口旅館跡地の活用策。美しい村連合加盟と空き家対策特別措置法等でありました。

その中で特に、旧江光ビル跡地の活用策が商工会と協議されていると伺っておりますが、その要望内容と江差町の今後の対応はどうなっているのか。この辺まず1点目で聞きたいと思います。

それと2点目は、跡地の活用策の計画立案に対しては江差町の積極的な姿勢が私には見えていない。江差町の基本方針を、明確に提示して中心市街地の拠点整備を図るべきだと考えます。

3つ目、議会との協議は当然あると思います。商工会との協議の報告も当然あると思いますが全体事業のフローチャートはどういう風になっているのか。この辺を3点目で答弁してもらいたいと思います。

4点目、社会資本総合交付金を活用するならば、都市再生整備計画を策定する必要がございます。そういう認識でよろしいかどうか。

5点、6点目、江差町のやっぱり、まちづくりの方向性がまだ見えてない。太いですね、ストラクチャーに伴うハード計画を考えていく必要があるのかと思います。

それと、今何点目ですか。不用額、特定基金、ふるさと納税基金などを活用したですね、拠点整備の少なくとも基本調査や基本計画の作成が必要であると考えます。財政課長には、度々申し訳ないですが、地方財政法第7条の余剰金の扱いについては、単年度決裁でございませぬね。2年間で余剰金の扱いを検討してみっていうのが、財政法第7条にはっきり謳っていますね。つまり去年、一昨年分、江差町約4億5千万の不用額が発生しています。そういうものを少し活用しても宜しいのでないのかと。財政の弾力的な運営というのも、必要でないのかなと私は認識しており、調査費、基本計画費の予算化を出来れば3月議会、早めに皆さんに提示してもらいたいと思いますが、第一点目でいかがでしょうか。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

室井議員から、まちづくりに関する全般のご意見、ご質問がありましたので、お答え致します。

始めに、旧江光ビル跡地の活用についてであります。本年の4月に江差商工会から提言書を受け取り、5月の議会全員協議会において、その内容について説明を行ったところでありますが、その後、担当課と商工会三役とで、今後の取り進めについて、協議を行ったところでございます。6月には商工会と共に、北海道経済産業局に足を運び、提言の実現性や来年度以降の事業の進め方等、幅広く意見交換を行って参りました。

今後、それらを踏まえ、役場内に設置して、設置した市街地活性化委員会にて、商工会からの提言をもとに議論を行っており、情報については、適宜商工会と共有しております。

今後の対応については、これまで商工会主体で跡地の活用策について、議論を行って参りましたが、町も積極的に関わり、両者が納得できる形での一定の方向性を見出していきたいと考えておりますし、また、議会への報告は、方向性や内容はもとより、事業主体や財源確保対策等も含め、時期を逸することなく、行って参りますので、ご理解願えればと思います。

この中で、優位な手段として、議員ご指摘の社会資本整備総合交付金を活用するとの判断に至った場合には、助成を受けるための計画の策定に着手して参ります。

最後になりますが、旧江光ビル跡地の活用策のほか、北の江ノ島構想や空き家対策、民間所有ではありますが、旧鉄口旅館跡地など、大きな課題が山積しておりますが、町全体のゾーニングの在り方等を含め、ハード・ソフト両輪で総合的なまちづくりを体系的に進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

「室井議員」

議長いいですか。

(議長)

いいですか。

「室井議員」

宜しいですか。

(議長)

はい、「室井議員」。

「室井議員」

再質問ね。これはお互いに、良くしていくための、私も汗を流したい。そういう思いで再質問させてもらいたいと思いますので、ひとつその辺は、あの議会も、皆さんだけにやれやれっていうことはしません。私も十分ですね、汗を流して頑張る、そういう決意のもとに再質問させてもらいたいと思います。

まず市街地の整備事業の補助関係は、経産省と国土交通省が中心になると思われませんが、社会資本整備総合交付金の活用を図るのであれば、国交省であれば都市局、市街地整備課、北海道であれば総合政策部、北海道開発局であれば事業振興部都市住宅課であるという認識で宜しいですね、課長、まず1つ。

実は11月の暮れに、国交省の都市局の方と色々やり取りさせてもらいました。私の立場も明確に相手に伝えて、向こうも私に快く相談に乗ってもらいました。前田代議士のことをよく知っている方であり、その方はある程度の立場にいたのかなと私は思っております。名前は、全部聞いておりますけれども、皆さんにここでは名前のことはお話ししません。

例えば、いにしえ街道のさらなる活性化対策、法華寺通り商店街の活性化・再検討の着手、あのままでは絶対良くない。中心市街地の大規模な空室や大型施設の空き店舗対策、特定空き家対策検討着手等、課題が多岐にわたって、非常に難しい問題があると考えております。その1つとして、課題解決策の1つとして、この総合、総合交付金事業は、認定された場合には、有利制度、つまり連携していくと補助率がアップ

になりますね、かなり。それ、建設水道課長がわかっていますよね。つまり、事業単独では、補助率が少ないのです。この事業と、この事業と、連携することによって、補助率が上がるのですよ。そういう制度があるってことなのです。だから連携していく事業っていうのは、非常に大事じゃないかなと私は思っています。

それで、いにしえ街道、かもめ島入り口を含めた周辺、それと北前坂、上町商店街と連動する活性化の基本計画を作成する必要があると思います。そのような考え方からどうしても必要になるのが、都市マスタープランの作成がネックになると思います。大きくお金をかける必要はありません。江差町の中心市街地は、こういう骨格で作るっていう、お金かけないで、これ皆さんでも多少あればできるのかなと私は考えていますけれども、絶対この都市マスタープランの必要があると考えております。

そこで財政課長、度々申し訳ないです。私勉強不足です。昨年度の決算、実質公債費比率が14.2パーセント、将来負担率が78.6パーセントに落としましたね。これは落ちるのですよ、ね、頑張っているから、皆さんが。でも、これがいつまでもこういうとばかりでいいのかなと、私は多少疑問にもちます。

それで、今質問通告にないですから、これ即答弁は要りませんが、例えば、実質公債費比率を、もう7パーセントあげるぐらいまで不用額を活用した事業をやるとか、ふるさと応援基金を活用するとか、それと将来負担率を、78.6パーセントが79パーセントになってもいいから、こういう風なことになるよっていうような、どうしても財政が、皆さんが不安だと思っていると思いますよ。財政も、一応財政課長だけでないと思うのですよ。だからきちっと財政のシミュレーション、ね。人口が減っていきます。こういう工事も、江差町の補助金出さなきゃなりません。そして、地方交付税も減ってきます。3年後に江差は、財政こういう風になるけれども、何とかなるよと。もう財政の将来負担率も、実質公債費比率もいっぱい上げなくてもいい。そういうことを私は、財政課としてやってもらいたいな、と。そう思います。それは管理職の皆さんも、そこを把握してないから、果たして財政が厳しいからって言うだけで、水戸黄門の印籠みたいに出されちゃうと、何も出来ませんよ、提案も、何も。そこはぎつくばらんに、町民にも議会にも出して、江差は3年後こういつて厳しくなるからこうだとか、まだちょっと余裕あるからこういう事業やりたいとか、そういうことを検討するのが、財政課だと私は思います。

かもめ島の管理から公営住宅のドアが開かない、ネズミが入る、畳が腐っている、そこまで財政課が本当にやるっていうことがいいのかなと。この厳しい江差町の現状を、しっかり財政も今真剣になって、財政だけで江差は3~5年は大丈夫だと、そういうきちっとシミュレーションを作っていないと、町長だって何も政策出せないのではないですか。そういうものに基づいて、応援するのだから元気な町を作るため、良いですか、課長、副町長、覚えておいてね。江差町は、よそに負けないのだからというぐらいの、そういう新しい人の真似事しない、新しい提案を出していくと、そういうことをやるためには、副町長、機構改革っていうものを、私は考えなきゃならない。全て、財政課にもたせる

なっていることを、私は言いたいと思いますけど、副町長なり、町長の見解あったら答弁してください。

(議長)

はい、「まちづくり推進課長」。

「まちづくり推進課長」

まず室井議員の2問目のご質問でございます。

都市再生整備事業計画、事業を展開するにあたっては、ご指摘のとおり、国であれば都市整備局或いは道であれば総合政策部或いは函館建設部の事業振興部都市住宅課ということで、これ間違いないことでございます。

それで、室井議員のおっしゃることは北の江ノ島或いは江光ビル、色々なハード事業、山積しております、それを体系的にきちっと計画性を持ってやれ、進めなさいということだと思います。

私共、町長の方からも、指示を受けておまして、北の江ノ島については、少なくとも1月の下旬にはまちづくり懇話会の中で概要を、町民の皆さんに示していきたいと思っております。

それと、江光ビルの方、少し遅れていますが、実は経済産業局の方に行ったときに、先般、皆さんに出された商工会から提言されたものを持って行きました。あれにつきましては、少し山盛りすぎますね、というご指摘も受けています。来年度の国の予算の流れからいくと、相当数が熊本の支援の方に向かうのではないかという情報も入っております。それで、1回持ち帰りまして、商工会ともう少しコンパクトな形であそこに魅力をつけるための今どういったものが必要かということ、もう1回足し算引き算をしている最中でございます。

いずれに致しましても、この室井議員言われましたその都市再生整備事業、これというのは非常に魅力のある事業の1つでもあります。北の江ノ島或いはその旧江光ビル、そういったハードのものを、体系的に繋げていくと、3年から5年の間で有意な1つの選択肢として考えておりますので、そこは今後、財政或いは建設水道課、庁内で議論して検討して参りたいと思います。宜しくお願いします。

「室井議員」

よしわかった。頑張ってください。

次、4問目いきます。時間無い。

(議長)

いいですか。

「室井議員」

はい。

(議長)

13分。

次に4問目。

「室井議員」

4問目ですね、道路整備について建設水道課長、色々ご苦労だと思いますけど、まず2点。

まず、えさし荘。

現在ございます、えさし荘、国道から、厚沢部・乙部方面から来ると、ちょうど田沢野1号通りが非常に本当に獣道みたいで、私何度も通りますけど、これももう少し整備してやる必要があるのかなと考えています。

それと、2つ目はひのき荘。

今日、町長の行政報告がありました。いよいよ動くなど。そのためには、あの用地は、現在は私有地になっているということも、町長も行政報告でしゃべりました。色々な手続きが必要になってきますけど、そういうところに対しても、やはり新しく事業所が出来る。まだ今の他に大型のそういう事業所とか、工事だけでなく、まだ小さくて江差に2社ほど進出したいっていう事業所がございます。私、トップの方ともお会いしています。そういう方にも対して、やっぱりちゃんとしたこういうハードな面でも、少し支援してやるっていうそういうことが必要でないかなと私思いますが、その辺について答弁願いたいと思います。はい。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

室井議員の4問目、道路整備について、ご答弁申し上げます。

町道田沢野1号通りにつきましては、平成25年度に町道田沢野線からえさし荘までの間を、えさし荘の建設事業において道路整備を行い、完成後、町へ移管されております。

当時の道路整備に対する協議につきましては、当該路線全体を見据えた上で、設計を実施するよう協議をしております。現在未整備区間であり、議員ご指摘の国道227号線からえさし荘までの区間につきましても、既に概略の調査設計が行われ、

計画図面等の整備もなされております。

当該路線につきましては、道路整備計画の中にも含まれている路線であります。町内全体では整備の必要な路線は数多くございますので、今後の整備につきましては、道路の利用状況や地域要望などを考慮し、優先順位等を踏まえた上で、判断して参りたいと考えておりますので、ご理解お願い致します。

次に、ひのき荘建設予定地周辺の道路整備について、でございますが、議員ご承知のとおり、道路敷地につきましては、現在私有地となっております。当該地は、民間業者におきまして、開発行為許可を取得した上で造成を行ったところでありまして、道路敷地につきましては、開発行為完了後、速やかに町へ帰属することとなっておりますが、開発行為が途中で中断したため、帰属が保留となっているものでございます。現在は、所有者も変更となっておりますので、今後は道路敷地の帰属に向けた協議を行って参ります。また、帰属後は速やかに、町道認定を行って参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

議員ご指摘の道路整備につきましては、今申し上げた一連の事務手続きと併せまして、現地の状況を把握した上で、法人側との話し合いを含め、調査検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

「室井議員」

はい。

(議長)

いいですか。

「室井議員」

はい。

(議長)

はい。

最後の質問。

「室井議員」

はい、最後の質問にさせてもらいたいと思います。

通告通り第5問目は、江差信用金庫さんが1月23日をもって、函館信用金庫と合併されて、新しくうみ街信用金庫としてスタートされます。

私もこれは大変シビアな問題も、お話もたくさんありますから、でも町長時間の関係上、私は、再質問はしませんので、もう充分ですね、江差信用金庫さんがこの地域、江

差町のために色々な貢献しているということを、改めて私は認識されました。

出張所、つまりATMを置いている施設が、この合併することによって29か所、支店が21か所、営業所ですね、本店を含めて。これ道南の企業の最大のネットワークの情報を得る機関にもなります。地域貢献も非常にされており、貯金の残高が合併することによって約、先月の、先日の9月中間決算によっては、2,750億、全道信金中13位ですね。貸出残高が約1,300億、全道信金中第9位。いかにこの貸出量が多いってことは、地域と密着しているかっていうことが1つになると思います。

しかも、合併された後、本当に本店・本部が江差町に残りますよね。これ最大の私は経済、江差町にとっても必要、大事なことであり、最大の経済効果が私はあるものだと理解しております。

江差信用金庫さんは、長年のあれで非常に自己資本率が高いのですよ。企業でいうと内部留保、非常に高く、色々な今、地域に、貢献されてきた実績が改めて私は評価しております。このことに関して、新しく合併によって大きくなる江差信金に対する町長の思いがあれば、私はざっくばらんに聞きたいなど、そう思っておりますので、時間がもう6分しかないもので、どうぞ宜しくお願い致します。

(議長)

はい、「町長」。

「町長」

室井議員の5問目であります。江差信用金庫が合併し、道南うみ街信用金庫として新たにスタートするが、江差町としての思いについて、というご質問でございます。

既にご承知のことではありますが、江差信用金庫と函館信用金庫が来年1月23日に合併し、道南うみ街信用金庫として新たにスタートすることとなります。

今年1月の合併趣意書では、この度の合併によるスケールメリットを活かし、金融サービスの強化を進めることで、経営の基盤強化を図りながら、地域社会の発展に貢献するほか、人材の有効活用による経営体質の強化により、多様な、多様化・高度化するお客様の要望に迅速かつ的確に応えていくとされておりました。

町と致しましては、江差信用金庫から道南うみ街信用金庫となり、本店・本部もこの江差町に置かれることも踏まえ、これまで以上に地元企業への支援をはじめとし、金融機関の経営資源を有効に活用して頂き、地域経済活性化に一層貢献して頂くよう、ご期待しているところでございます。

町と致しましても、これまで以上に連携を強めたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

いいですね。

「室井議員」

終わりました。はい、すみません、どうも。

(議長)

室井議員の質問を終わります。